

0 1 . 9 1

各省庁の長の出願、審判請求等の手続について

各省庁の長（分掌権限のある部局等の長を含む。）がその権限の範囲内において国を代表して行う出願、審判請求等の手続は受理する。

（説明）

民事訴訟事件については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第1条の規定によって法務大臣に国を代表する権限を与えているが、特許庁に対する出願、審判請求等の手続は同法の対象にはならず、各省庁の長が国を代表して出願、審判請求等の手続を行うことができる。

（改訂平成23・11）